

カーボンニュートラル工場可能性調査事業業務委託 質問及び回答

No	質 問 事 項	回 答
1	【成果物の公表について】 成果物として提出する報告書は外部に公表されるのか。	現段階では、報告書を外部に公表する予定はございません。但し、概要等の公表については、関係者と調整の上、検討致します。
2	【情報公開請求時の取扱いについて】 情報公開請求の際に、報告書に記載された関係法人等の情報を一部非開示とすることは可能か。	情報公開請求において、開示請求に係る行政文書に、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条第3号に規定される情報（公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）が記録されているときは、原則非開示となります。